

がん具銃の通関上の取扱いについて

昭和 36 年 11 月 15 日蔵関 67 号

改正 昭和 61 年 6 月 6 日蔵関第 587 号

標記のことについて、警察庁保安課長から、若干のがん具銃を銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃砲等取締法」という。）第 2 条第 1 項の銃砲と認めた旨別紙のとおり連絡があつたので、御了知ありたい。

なお、がん具銃などで銃砲等取締法の規制を受けるかどうか疑義があるときは、次により取り扱うこととされたい。

- (1) 最寄りの警察署へ連絡の上、担当官の来訪を求め鑑定を依頼すること。鑑定のため保税地域以外へ持ち出し、後日返還されないときは、関税法基本通達 67-3-11（検査における見本の採取）により処理して差し支えない。
- (2) 鑑定の結果、銃砲等取締法第 2 条第 1 項の銃砲と鑑定されたときは、国内で所持を認められるときは、所持許可証等を確認のうえ通関することとなるが、所持を認められないとき（猟銃以外の銃砲の所持は、極めて制限的にしか認められないことになっている。）は、輸入のときは積戻しさせ、輸出のときは必要に応じて警察へ引き渡すか又は告発の手続をとること。
- (3) 警察側で銃砲等取締法第 2 条第 1 項の銃砲に該当しないと鑑定した場合においても、後日問題を引き起こすおそれがあると認めた場合は、該当しない旨の鑑定文書を徴しておくこと。

別紙

弾丸発射の機能を有するがん具銃の取締りについて

（警察庁保安局長）

別添品名のがん具銃については、金属性の弾丸を発射する機能を有することが判明したので、銃砲刀剣類所持等取締法第 2 条第 1 項の銃砲として取締りを行なうこととしたから参考まで連絡する。（写真略）

- | | |
|--|------|
| 1 ニコルス モデル 61（米国製）
（Nichols Model 61） | 写真 1 |
| 2 ニコルス 357 マグナム デイテイクチブ（米国製）
（Nichols 357 Magnum Detective） | 写真 2 |
| 3 ニコルス デリンジャー（米国製）
（Nichols Derringer） | 写真 3 |
| 4 ニコルス バッカニアー（米国製）
（Nichols Buccaneer） | 写真 4 |
| 5 M. A. M. インデアン ファイヤ（伊国製） | |

- (M. A. M. Indian Fire) 写真 5
- 6 ニコルス モデル 95 (米国製)
(Nichols Mode 195) 写真 6
- 7 インデアン ライフル カウボーイ 94
(伊国製)
(M. A. M. Indian Rifle Cowboy 94) 写真 7
- 8 770a ペンガラ ブリーブ タッタ (伊国製)
(770 Bengala Breve Tata) 写真 8
- 9 インデアン ライフ 506966 レンジヤース
(伊国製)
(Indian Life Rangers) 写真 9